

支所長指示第20号

令和7年9月3日

札幌拘置支所長 戸島 司

宗教教誨等実施細則

標記について、令和4年2月28日付け達示第5号「札幌刑務所教誨師活動実施等細則」及び令和7年3月25日付け所長指示第20号「宗教活動等の実施要領について」によるほか、下記のとおり定め、即日施行する。

なお、令和6年11月11日付け当職指示第34号「宗教教誨等実施細則」については、廃止する。

記

1 目的

本指示は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令（令和6年法務省矯成訓第21号大臣訓令）及び令和6年3月29日付け法務省矯成第517号矯正局長依命通達「教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令の運用について」に基づき、被収容者が一人で行う宗教上の行為及び宗教上の儀式行事並びに宗教教誨（以下「宗教教誨等」という。）の実施手続等を定め、当支所における宗教教誨等を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

2 種類

宗教教誨等の種類は、次のとおりとする。

(1) 一人で行う宗教上の行為

居室等において、余暇時間等に個人的に行う礼拝、合掌等をいう。

(2) 個人教誨

教誨室等において、単独で行う宗教教誨をいう。

(3) 集団教誨

教誨室等において、集団で行う宗教教誨をいう。

(4) 宗教行事

講堂等において実施する、彼岸法要、盆法要、大祓式等の宗教教誨をいう。

(5) 焼香

教誨室等において、実施を希望する者が単独で行う焼香をいう。

3 指導者

個人教誨、集団教誨及び宗教行事における指導者(以下「教誨師等」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 札幌刑務所教誨師会所属の教誨師
- (2) その他特に必要と認められた宗教家

4 実施内容等

(1) 一人で行う宗教上の行為

実施に係る出願は不要とすること。

ただし、宗教用具の使用を希望する場合は、別に定める宗教用具の取扱要領に基づき、出願させること。

(2) 個人教誨

ア 実施内容

(ア) 対象者は、当支所経理係受刑者とし、実施可能宗派は、原則、札幌刑務所教誨師会宗派一覧表(別紙1)に記載された宗派とする。

なお、上記宗派以外の宗派による個人教誨の実施が必要な場合には、別途起案すること。

(イ) 実施場所は、原則教誨室とする。

(ウ) 実施時間は、原則1回当たり30分以内とする。

(エ) 教誨師等から要請があった場合その他必要と認める場合を除き、職員の立会いは行わないものとする。

(オ) 焼香並びに自弁の宗教用具及び筆記用具の使用は、原則として認めない。

ただし、教誨師等からの要請があり、実施上必要と認められる場合を除く。

イ 参加手続

願箋による出願とする。

(3) 集団教誨

ア 実施内容

(ア) 対象者は、当支所経理係受刑者とし、実施宗派、定員及び実施月については、別紙 2 のとおりとする。

(イ) 実施場所は、教誨室とする。

(ウ) 実施時間は、原則 1 回当たり 1 時間以内とする。

(エ) 宗派別の実施日時は、各工場等担当職員から受刑者に告知する。

(オ) 実施期間は、6 月間とし、毎年 5 月から 10 月まで、11 月から翌年 4 月までの 2 期間とする。

なお、指導係は、札幌刑務所矯正処遇部門（教育）と連携し、適宜の時期に募集要領を作成すること。

(カ) 焼香並びに自弁の宗教用具及び筆記用具の使用は、原則として認めない。

ただし、教誨師等からの要請があり、実施上必要と認められる場合を除く。

イ 参加手続

(ア) 集団教誨は、年 2 回定期募集を行うものとする。

(イ) 集団教誨は、同一の宗派に複数回応募することができる。

ただし、同一募集時期に、複数の宗派に応募することは認めない。

ウ 選定方法等

参加者の選定に当たっては、必要事項を記載した集団教誨申込審査名簿（別紙 3）を基に、処遇審査会において、次の項目を審査する。

(ア) 制限区分及び優遇区分が上位の者

(イ) 新規希望者

(ウ) 残刑期の短い者

(エ) 関係性、日常生活の態度等

(オ) 矯正処遇の実施に支障のない者

エ 参加者の欠席

参加者が、次の項目のいずれかに該当した場合には、集団教誨を欠席とする。

(ア) 調査のための昼夜居室処遇となったとき。

- (イ) 医療上の理由により居室内処遇となったとき。
- (ウ) 保護室に收容されているとき。
- (エ) 職業訓練、改善指導等、社会復帰において優先度が高い矯正処遇又は各種支援が実施される時。

オ 参加者の除外

参加者が、次の項目のいずれかに該当する場合には、必要事項が記載された集団教誨除外審査名簿（別紙4）を基に、処遇審査会において、除外の可否を審査する。

ただし、釈放前指導対象者及び移送対象者となった場合については、同審査等の手続を経ずに除外とする。

- (ア) 参加態度が不良である等、施設の規律秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとき。
- (イ) 正当な理由なく集団教誨を欠席したとき。
- (ウ) 閉居罰が執行されたとき。
- (エ) 自らの意思により、集団教誨からの除外を希望するとき。
- (オ) 昼夜居室処遇(調査のための昼夜居室処遇を除く。)に指定されたとき。

カ 告知

参加者の選定結果については、選定された者に対してのみ、各工場等担当職員から告知すること。

なお、集団教誨から除外された者に対しては、主任矯正処遇官等から告知すること。

(4) 宗教行事

実施の際に作成する各宗教行事募集要領のとおりとする。

(5) 焼香

- ア 被收容者がその配偶者又は2親等以内の血族が死亡したことを知り、焼香を希望した場合には、弔う者の続柄等を明記した焼香願を提出させ、矯正処遇部門を経由して、統括矯正処遇官（矯正処遇担当）に回送し、教誨室等における焼香を認める。

ただし、原則夜間及び休庁日は実施しない。

- イ 被收容者の養父母等が死亡したことを知り、焼香を希望した場合について

ては、本人の心情等を勘案し、矯正処遇部門において、焼香の実施が本人の心情安定に資すると判断された場合については、実施しても差し支えない。

なお、実施方法等については、前項に掲げるものを準用する。

5 記録

- (1) 集団教誨に参加する際は、その内容及び期間（除外時も含む。）、個人教誨又は焼香を実施した場合は、実施日時等を視察表に記録し、決裁を受けること。
- (2) 宗教行事、集団教誨及び個人教誨については、実施終了後、実施内容等を宗教活動等実施簿（別紙5）を使用して適宜記録すること。
- (3) 集団教誨参加者に係る必要事項は、矯正処遇・再犯防止業務支援システムアプリケーションに登録等を行うこと。

6 その他

教誨等参加者に対しては、別紙6の注意事項を閲読させ、更生に向けた環境に配慮すること。

別紙 1

札幌刑務所教誨師会宗派一覧表

宗 派
浄土真宗本願寺派
真宗大谷派
真言宗智山派
曹洞宗
浄土宗
日蓮宗
キリスト教
救世軍
天理教
金光教
神社本庁

別紙 2

集団教誨実施宗派及び定員

宗 派	定 員	実 施 月
浄土真宗本願寺派	5 名	原則偶数月とする
真宗大谷派	5 名	
浄 土 宗	5 名	
曹 洞 宗	5 名	
真言宗智山派	5 名	原則奇数月とする
日 蓮 宗	5 名	
キリスト教	5 名	
金 光 教	5 名	
神 社 本 庁	5 名	

※天理教及び救世軍は除外する。

集団教誨申込審査名簿 (〇〇〇〇)

判定	工場	称呼番号	氏名	年齢	罪名	刑期	刑期 終了日	優遇 区分	制限 区分	懲罰 回数	集団教誨在籍歴	備考

〇〇〇〇 定員〇名 現在〇名

工場	称呼番号	氏名	年齢	入部年月

根拠：令和 7 年 9 月 3 日付け支所長指示第 2 0 号「宗教教誨等実施細則」

集団教誨除外審査名簿

年 月 日審査

称呼番号	氏 名	所属宗派	備考
・ 除外理由			

宗教活動等実施簿

1 教誨師名	宗派
2 被収容者の氏名又は人員	
3 実施日時	年 月 時 分から 時 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 儀式行事 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 教誨 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 協力活動 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団)
6 実施内容 (教誨については、記載せず斜線を引くこと。)	
7 参考事項	

(留意事項)

活動の種類は、以下の定義に基づき選択すること。

- 1 儀式行事
彼岸法要、大祓、復活祭、葬儀等の特定の日に宗教家が主宰して行う活動等
- 2 教誨
個人的依頼（複数の者によるものを含む。）によりなされる読経、説話、教化、告解等の宗教教義に基づく精神的救済活動
- 3 協力活動
施設の長の求めに基づく矯正処遇、矯正教育等の指導・教育的活動

別紙 6

しゅうきょうきょうかい ちゅういじこう
宗 教 教 誨 における 注意 事項

しゅうきょうきょうかい う かた い か じこう かなら まも
宗 教 教 誨 を 受 け る 方 は、 以 下 の 事 項 は 必 ず 守 る よう に し て く
ださい。 まも ぼあい ほんかつどう ちゅうし ちょうさとう ふ ぼあい
守 ら れ ない 場 合 は 本 活 動 を 中 止 し、 調 査 等 に 付 さ れ る 場 合
が あ り ま す。

- 1 かなら しよくいん し じ したが くだ
必 ず 職 員 の 指 示 に 従 っ て 下 さ い。
- 2 きょうかいし たい けいい も せつ くだ しつれい はつげん
教 誨 師 に 対 し て は 敬 意 を 持 っ て 接 し て 下 さ い。 失 礼 な 発 言 や
こうい きんし
行 為 は 禁 止 し ま す。
- 3 きょうかいし こうわ しどう しず き きょうかいし もと ぼあい
教 誨 師 の 講 話 や 指 導 に 静 か に 聞 き、 教 誨 師 か ら 求 め ら れ た 場 合
のぞ ぎもんてん しつもん とき しよくいん もう で
を 除 き、 疑 問 点 や 質 問 が あ る 時 は、 職 員 に 申 し 出 て 下 さ い。
- 4 しゅうきょうきょうかいじつしちゅう こうだん しゅうきょうきょうかい せんねん
宗 教 教 誨 実 施 中 は 交 談 を せ ず、 宗 教 教 誨 に 専 念 し て く だ
さい。 しゅうきょうきょうかいいがい こうい きんし
宗 教 教 誨 以 外 の 行 為 は 禁 止 し ま す。
- 5 きょうかいし ほか さんかしゃ こじんてき ざつだん もと しせつ
教 誨 師 や 他 の 参 加 者 の 個 人 的 な 事 物、 雑 談 を 求 め る 事 物、 施 設
うんえいとう どう しつもんおよ いけん もと きんし
の 運 営 等 に か か わ る 事 物 等 へ の 質 問 及 び 意 見 を 求 め る 事 物 は 禁 止
し ま す。